

6 カ月据置定期「ふっくり」規定

I. 共通規定

1. 定期性預金共通規定等

6 カ月据置定期「ふっくり」（以下「この預金」といいます。）の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期性預金共通規定により取扱います。

2. 預入形態

この預金の預入形態は、証書式または通帳式とします。

3. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします
- (2) 受入れた証券類が、不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. 預金の満期前解約、書替継続

- (1) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、預入日（継続をしたときは、継続日。以下同様とします。）の6 カ月後の応当日前の解約、一部支払いはできません。
- (2) この預金を解約（一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書（以下「払戻請求書」といいます。）に届出の印章により記名押印して、この証書（通帳）とともに当行本支店に提出してください。但し、元本に利息を加えて書替継続する時、および利息を本人口座へ入金し元金を書替継続するときは、払戻請求書がなくても取扱います。
- (3) 第2項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きをおこないません。

5. 総合口座貸越金利息

貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、5年の適用利率に0.5%を加えた利率とします。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

II. 自動継続扱以外の場合

1. 預金の支払時期

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6 カ月後の応当日以後の任意の日に利息とともに

に支払います。

- (2) 前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書（通帳）記載の最長お預り期限までの間に、1万円以上1円単位の金額で請求してください。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長お預り期限以後に支払う場合には最長お預り期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) この預金の預入日現在において当行がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準金利に差異を設けている場合で、この預金の一部引出後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部引出後の残余の預金には、一部引出日以後は、この預金の預入日に当該残余の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。
- (3) この預金の最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 通帳の効力

満期日自動解約方式の定期預金については、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載の当該定期預金は無効となります。

Ⅲ. 自動継続扱いの場合

1. 自動継続

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の最長お預り期限に自動的に据置定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長お預り期限（継続をしたときは、その最長お預り期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2. 預金の支払い時期

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長お預り期限までの間に、1万円以上1円単位の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引き続き自動継続の取扱いをします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1. (2)の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金、または元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) この預金の預入日現在において当行がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準金利に差異を設けている場合で、この預金の一部引出後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部引出後の残余の預金には、一部引出日以後は、この預金の預入日に当該残余の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。
- (6) 継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

(2020年4月1日現在)